

〒150-8050

東京都渋谷区神南1丁目1番1号

岸記念体育会館内

(社)全日本テコンドー協会

会長 金原 昇様

平成23年3月22日

差出人

〒104-0064

東京都中央区銀座4丁目5番1

聖書館ビル4階

弁護士法人銀座グリーンオフィス

正会員 渡邊 幸雄氏 代理人

弁護士 古屋 紘昭

#### ご通知と質問

拝啓

貴法人におかれましてはご精励のことと存じます。

貴法人は平成23年2月24日付貴法人の正会員渡邊幸雄氏(以下、渡邊氏という)に対し「正会員としての資格停止処分について(通知)」なる通知をいたしました、そこで、以下のとおりご通知を致しますので、本書送達後7日以内に当職宛にご回答下さりませ。

#### 1. 結論

貴法人の上記通知は不当であり、無効である。

#### 2. よって、ここに「正会員」としていままでどうり「総会」

に出席する所存である。

3. 以下の理由により告発します。
4. jocから選手育成コーチに対して月額52万円阪口晃（大阪・理事・強化委員長）税10%引かれて月額47万円が支給されている、その支給された三分の二を会長の金原氏が阪口晃（大阪）から受け取っている。阪口（大阪）には19年20年21年22年度四年間支払われている。
5. 石井直人（東京・理事）も同じく月額30万円税10%引かれて月額27万円が支給されている、その支給された三分の二を会長の金原氏が石井（東京）から受け取っている。jocから20年21年22年23年度と四年間受け取っている。
6. 金井洋（東京・大東文化大学体育連合会テコンドー部・監督・大学から給料が出ている）も同じく月額30万円税10%引かれて月額27万円が支給されている、その支給された三分の二を会長の金原氏が金井洋（東京・大東文化大学体育連合会テコンドー部）から受け取っている。jocから19年20年21年度と三年間受け取っている。
7. 長野修士（大分県）は金井洋（東京・大東文化大学体育連合会テコンドー部）の後を受け22年度から同じように月額30万円税10%引かれて月額27万円が支給されている、その支給された三分の二を会長の金原氏が長野修士（大分県）

から受け取っている。

8. 以上の金額は多少前後する金額になる、それは其の時の年度の大会の選手の成績で金額が上下するようになっている。

9. 以上の行為は刑法253条「公金横領」、刑事訴訟法239条「告発」に則って告発します。

10. 以上の次第ですので、ご回答を求める次第です。

以上